

2.1 審理員の指名の迅速化(行審法9条関連)

- ①論 点：審理員の指名までに数か月を要する事例が見受けられることから、審理員を「速やかに」指名する旨の規定を導入すべきではないか。(士業団体からの提案あり。)
- ②結 論：本会において、対応の可否を含めて検討されたい。
- ③理 由：直ちに対応が必要とまではいえないが、このような要請があることを論点として本会に伝える必要がある。
- ④個別意見：法令改正の可否を含めて検討されたい、との意見もあった。

<対応方針>

- ・仮に、行審法9条に審理員を「速やかに」指名するという規定を導入しても、それだけでは必ずしも実効性がないと考えられるため、規定の導入ではなく、審理員候補者の研修、リストの審査庁への提供といった具体的な仕組み(論点5.10参照)を構築する必要があると考えられる。
- ・このため、長期間となる要因をヒアリング、アンケートで把握した上で、「5.10 審理員・審査会・審査庁・処分庁の質の確保及び能力の向上(体制整備関連)」の論点と併せて議論することとしたい。

(参考)

○令和元年度行審法施行状況調査

国の場合、審理に1年以上要した審査請求で、審理員審理を行った205件のうち、審理員指名に1月以上要したものは136件(66.3%)、地方公共団体(都道府県及び政令市)の場合、1,363件のうち、216件(15.8%)。

審理員名簿は、国の場合は83%が未作成、地方の場合は16.4%が未作成。国の場合、未作成の理由として、「審査請求の実績が少ないため」、「審査請求の内容(行政分野)等により審理員に指名する職員がそれぞれ異なるため」などが挙げられている。

2.2 標準審理期間の設定(行審法16条関連)

- ①論 点:現状、少なくない団体において標準審理期間が未設定(一部未設定を含む。)であり、設定の促進をするべきではないか。(設定を努力義務ではなく義務付けるべきではないかという提案(士業団体)や、類型別の標準審理期間の設定が可能であることが必ずしも明らかでないことが、設定が進まない要因となっているのではないか、という指摘がなされている。)
- ②結 論:運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性:改正法施行後に審査請求の実績がある類型について設定を促すことや、「行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアル」(以下単に「マニュアル」という。)等に一部の類型のみ標準審理期間を設定することが可能であることを明記してはどうか。
- ④個別意見:正当な理由がない限り設定を義務とするなど、法令改正を含めて検討してもよいのではないか、という意見もあった。

補足説明

事前に標準審理期間を設定することが困難な場合があるとしても、実際に審査請求がされた後に審査の進行状況、裁決の時期の見通しを示すことは十分に可能であり、かつ、必要である。行審法84条でカバーすることが難しいとすれば、行政手続法9条1項のような規定を設けることも考えられよう。

(大江 裕幸)

<議論のポイント>

- ・行政不服審査制度においては、様々な理由で不服が申立てられ、審理の内容も単純なものから複雑なものまで多種多様であり、不服申立てが行われ得る全ての場合について標準審理期間を設定することは困難な場合があり得ることから、審査庁となるべき行政庁による標準審理期間の設定は、努力義務とされている。
- ・標準審理期間の具体的設定方法(期間の幅や類型の細分化など)については、各行政庁の運用に委ねられている。
- ・行審法84条に基づき、審査庁は設定している標準審理期間や、裁決の時期の見通しなどについて、情報提供に努めなければならない。

(参考)

○令和元年度行審法施行状況調査

標準審理期間は、国の場合は、87.2%未設定、地方(都道府県及び政令市)の場合は、59.7%未設定。未設定の理由として、「現状では実績が少ないなどの理由により未設定であるが、状況をみて設定予定」、「過去に実績が(ほとんど)なく設定が困難」、「事案ごとに要する期間が変動し、設定が困難」などが挙げられている。

○行政不服審査法

(情報の提供)

第八十四条 審査請求、再調査の請求若しくは再審査請求又は他の法令に基づく不服申立て(以下この条及び次条において「不服申立て」と総称する。)につき裁決、決定その他の処分(同条において「裁決等」という。)をする権限を有する行政庁は、不服申立てをしようとする者又は不服申立てをした者の求めに応じ、不服申立書の記載に関する事項その他の不服申立てに必要な情報の提供に努めなければならない。

○行政手続法

(情報の提供)

第九条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

2.3 審査請求期間の徒過に関する「正当な理由」の例示(行審法18条関連)

- ①論 点: 「正当な理由」の有無について判断が難しく検討に時間を要するため、具体例を示してはどうか。
- ②結 論: 本会において、対応の要否を含めて検討されたい。
- ③理 由: 直ちに対応が必要とまではいえないが、このような要請があることを論点として本会に伝える必要がある。

補足説明

「正当な理由」に言及している答申・裁決の中では、全体的な傾向として、審査請求期間の教示の誤りないし懈怠がないかという観点に着目し、「正当な理由」の有無について判断を行うものが目立った。裁決・答申データベースに掲載されている答申のうち、「正当な理由」を認めた答申4件中2件も、この観点に着目している。 (宮森 征司)

<対応方針>

- ・「正当な理由」の有無については、マニュアルや逐条解説において、すでに具体例を一定程度示している※。また、審査請求を可能とする期間は、処分の効果の早期安定の観点と国民の権利利益の救済の観点との調和が求められるとともに、審査請求人にとって、審査請求が可能かどうかを左右する重要な点であることから、個別の事案に即して、審査庁において、引き続き慎重に判断されるべきものである。よって、報告書の理由のとおり、現状、特段の対応は要しないと考えられる。

※ 例えば、行審法82条に基づく教示がされず、審査請求人が他の方法でも審査請求期間を知ることができなかったような場合や、誤って長期の審査請求期間が教示され、当該期間内に審査請求がされた場合などは該当するが、審査請求人の業務の繁忙、病気、出張などの事情は該当しないと考えられる。

(参考)

○行政不服審査法

(審査請求期間)

第十八条 処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して一月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2.4 審査請求書の補正が不要なケースの例示(行審法23条関連)

- ①**論点**:審査請求書の補正に時間を要することから、補正が不要なケースについて、具体的に例示してはどうか。
- ②**結論**:運用改善について検討する必要がある。
- ③**方向性**:簡易迅速性の確保の観点から、審査請求書の記載事項に不足があったとしても、審査請求が不適法であることが明らかである場合(「審査請求の趣旨及び理由」(行審法19条2項4号)の記載から明らかな場合)など、審査庁が判断をするにあたり支障がなく、かつ、補正をしなくても審査請求人の不利にならないものについては、補正を命じる必要がない旨をマニュアル等に記載してはどうか。
- ④**個別意見**:行審法23条(「補正すべきことを命じなければならない」)の改正を含めて検討してもよいのではないか、という意見もあった。

補足説明

上記③のほか、例えば、処分のあった日から3月以内に審査請求がなされた場合の「審査請求に係る処分……があったことを知った日」(行審法19条2項3号)や、審査請求をした行政庁に誤りがなく、審査請求期間の徒過も認められない場合の「処分庁の教示の有無及びその内容」(同項5号)については、特段の事情がない限り、補正を命じる必要はないと考えられる。

また、審査請求人が特段の主張なく処分の見直しを求めているような場合には、審査請求人の主張が審査請求書に明確に記載されていなくても、補正を求めることなく職権で処分の要件充足性や妥当性について審理・判断すれば足りるケースもあり得るのではないか。(田中 良弘)

<対応方針>

- ・報告書の方向性を是として、マニュアル等に記載してはどうか。

また、その際、適法な審査請求であることが明らかな場合に、「審査請求の趣旨及び理由」が明確に記載されていなくとも、審理手続を進めることに支障がないのであれば、特段補正を命じる必要がない旨も併せて記載してはどうか。

※ 誤字、脱字、審査請求書上の審査請求の年月日と実際に審査請求書を提出(発送)した日付の若干の差違、条文の引用誤り、処分があったことを知った日等で、審査上なら影響を及ぼさないと認められるものについては、補正させる意義に乏しいことから、運用上の取扱いとしては、補正を命じることまでは要しないと解している。

(参考)

○行政不服審査法

(審査請求書の提出)

第十九条 審査請求は、他の法律（条例に基づく処分については、条例）に口頭ですることができる旨の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、審査請求書を提出してしなければならない。

2 処分についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 審査請求に係る処分の内容
- 三 審査請求に係る処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）があったことを知った年月日
- 四 審査請求の趣旨及び理由
- 五 処分庁の教示の有無及びその内容
- 六 審査請求の年月日

3 不作為についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日
- 三 審査請求の年月日

4 審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、審査請求書には、第二項各号又は前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。

5 処分についての審査請求書には、第二項及び前項に規定する事項のほか、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

- 一 第五条第二項第一号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合 再調査の請求をした年月日
- 二 第五条第二項第二号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合 その決定を経ないことについての正当な理由
- 三 審査請求期間の経過後において審査請求をする場合 前条第一項ただし書又は第二項ただし書に規定する正当な理由

(審査請求書の補正)

第二十三条 審査請求書が第十九条の規定に違反する場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

2.5 大量請求事案等について却下できる規定の導入等(行審法24条関連)

- ①**論 点**:同一人からの大量請求事案や同一の争点に関する繰返し請求事案が全体の処理の遅延を招いているため、このような請求を却下できる規定の導入や権利濫用等により却下できるケースを明確化してはどうか。
- ②**結 論**:本会において、対応の可否を含めて検討されたい。
- ③**理 由**:制度の在り方そのものに関わる事項であり、5年後見直しの範囲を超えるように思われるが、多くの団体からの要請があることから、本会において対応の可否を含めて慎重に検討されたい。

補足説明

行政不服審査制度において想定される大量請求事案には様々なケースが考えられること等を踏まえつつ、情報公開分野における情報公開請求権の濫用への対応の議論等も参考にしながら、却下できる場合を類型化することの必要性及び妥当性などについて、慎重な検討が求められるのではないかと。

(宮森 征司)

<対応方針>

- ・同一人から大量に不服申立てが行われた場合や、同一の争点に関して繰返し不服申立てが行われた場合は、審査庁における審理手続を行うに当たり、業務負担が多くなることが想定される。

※ この他、生活保護基準の改定などに伴い、同時期に大人数から審査請求がされる場合などもある。

- ・一方、権利濫用等を理由として、却下を可能とすることは、不服申立ての権利を制限することになるため、安易に結論を出すことは望ましくないと考えられる。よって、報告書の理由のとおり、引き続き、運用の状況や他制度の議論の状況も踏まえながら、慎重に検討をしていく必要があると考えられる。
- ・なお、同一人からの大量の不服申立てのうち、審査庁の業務妨害を意図していることが明らかな場合などは、当然に権利濫用を理由として却下は可能と考えられる。また、同一の争点に関する繰返し請求事案については、訴えの利益がないとして、却下することも可能であると解される。

2.6 弁明書への処分の要件充足性の記載の義務付け等(行審法29条3項関連)

- ①**論点**：審査請求人の主張に反論するのみで、処分の根拠法令や要件充足性等について記載されていない弁明書が散見され、審理員や審査会が質問等により確認する必要性が生じ、審理の遅延を招いているため、処分の要件充足性等の記載が必須であることを法令やガイドライン等に明記してはどうか。(士業団体からの提案あり。)
- ②**結論**：運用改善について検討する必要がある。
- ③**方向性**：マニュアル等において、弁明書に処分の要件充足性等を記載する必要があることを明記するとともに、審理員が弁明書の提出を求める際に処分の要件充足性について記載するよう処分庁に求めることを推奨してはどうか。
- ④**個別意見**：行政手続法 35 条 2 項を参考に、法令改正を含めて検討すべきではないかとの意見もあった。

補足説明

本調査研究において実施したヒアリング等を通じて、弁明書の出来不出来がその後の審理の迅速性、充実性の鍵を握っているという印象を強く受けた。弁明書の記載事項、弁明書とあわせて提出すべき証拠書類(審査基準、処分基準等)を法定することも含め、弁明書の充実のための方策を検討する必要がある。

(大江 裕幸)

<議論のポイント>

- ・弁明書の質の向上に係る論点であることから、「5. 10 審理員・審査会・審査庁・処分庁の質の確保及び能力の向上(体制整備関連)」の論点とも関連する。

(参考)

○行政不服審査法

(弁明書の提出)

第二十九条

- 3 処分庁等は、前項の弁明書に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。
- 一 処分についての審査請求に対する弁明書 処分の内容及び理由
 - 二 不作為についての審査請求に対する弁明書 処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由

2.7 必要な証拠書類等の弁明書への添付の義務付け等(行審法29条4項関連)

- ①論 点：処分庁が処分の要件充足性等に関する証拠書類や処分基準を自ら提出しないため、審理員や審査会において提出を求める必要が生じ、審理の遅延を招いていることから、かかる証拠書類等については弁明書への添付を義務付けてはどうか。(士業団体からの提案あり。)
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：マニュアル等において、弁明書提出時に処分の要件充足性等に関する証拠書類や当該処分に係る処分基準を添付する必要があることを明記するとともに、審理員が弁明書の提出を求める際に必要な証拠書類や処分基準を提出するよう処分庁に求めることを推奨してはどうか。
- ④個別意見：法令改正を含めて検討すべきではないか、という意見もあった。また、処分庁に対する啓発や研修の提供といった体制整備の問題としても検討すべきではないか、という意見もあった。

補足説明

民事訴訟規則 80 条は、答弁書に、①「立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載」(1項)すること、②「立証を要する事由につき、重要な書証の写しを添付」(2項)することを原則として義務付けている。また、同規則 137 条は、書証に関し、③立証趣旨等を記載した証拠説明書を提出することを原則として義務付けている。

弁明書についても、上記の規定を参考に、処分の要件充足性の記載や、それを立証するための証拠書類の添付等について、法令により義務付けることを含めて検討してもよいのではないか。(田中 良弘)

<議論のポイント>

- ・ 弁明書の質の向上に係る論点であることから、「5. 10 審理員・審査会・審査庁・処分庁の質の確保及び能力の向上(体制整備関連)」の論点とも関連する。

(参考)

○民事訴訟規則

(答弁書)

第八十条 答弁書には、請求の趣旨に対する答弁を記載するほか、訴状に記載された事実に対する認否及び抗弁事実を具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載しなければならない。やむを得ない事由によ

りこれらを記載することができない場合には、答弁書の提出後速やかに、これらを記載した準備書面を提出しなければならない。

- 2 答弁書には、立証を要する事由につき、重要な書証の写しを添付しなければならない。やむを得ない事由により添付することができない場合には、答弁書の提出後速やかに、これを提出しなければならない。
- 3 第五十三条（訴状の記載事項）第四項の規定は、答弁書について準用する。

（書証の申出等・法第二百十九条）

第三百七条 文書を提出して書証の申出をするときは、当該申出をする時まで、その写し二通（当該文書を送付すべき相手方の数が二以上であるときは、その数に一を加えた通数）を提出するとともに、文書の記載から明らかな場合を除き、文書の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書二通（当該書面を送付すべき相手方の数が二以上であるときは、その数に一を加えた通数）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出すれば足りる。

- 2 前項の申出をする当事者は、相手方に送付すべき文書の写し及びその文書に係る証拠説明書について直送をすることができる。

○行政不服審査法

（弁明書の提出）

第二十九条

- 2 審理員は、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求めるものとする。
- 3 処分庁等は、前項の弁明書に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。
 - 一 処分についての審査請求に対する弁明書 処分の内容及び理由
 - 二 不作為についての審査請求に対する弁明書 処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由
- 4 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、前項第一号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。
 - 一 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二十四条第一項の調書及び同条第三項の報告書
 - 二 行政手続法第二十九条第一項に規定する弁明書
- 5 審理員は、処分庁等から弁明書の提出があったときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

2.8 口頭意見陳述の機会の付与の例外(行審法31条関連)

- ①論 点：情報公開条例に基づく処分に対する審査請求については口頭意見陳述の機会を付与する必要があるが、情報公開法に基づく処分に対する審査請求については必要ないことから、条例に特別の定めがある場合には、情報公開条例に基づく処分に対する審査請求についても口頭意見陳述の機会を付与しなくてもよいよう法改正してはどうか。
- ②結 論：本会において、対応の要否を含めて検討されたい。
- ③理 由：条例に基づく処分であり、すべての地方公共団体において一律に口頭意見陳述が不要とはいえないが、このような要請があることを論点として本会に伝える必要がある。

※平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

【求める措置の具体的内容】

地方公共団体の情報公開・個人情報保護審査会が諮問を受けて実質的な審理を行う審査請求については、審査庁による審理手続に係る事務を廃止するよう求める。

【具体的な支障事例】

国の情報公開・個人情報保護事務においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「行政機関情報公開法」という。）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）に基づく開示決定等について、行政不服審査法に基づく審査請求がなされた場合、行政機関情報公開法及び行政機関個人情報保護法の規定により、行政不服審査法に基づく口頭意見陳述等の審理手続を経ずに直ちに情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとされており、迅速な審理が可能となっている。

一方、本市における情報公開・個人情報保護事務においては、広島市情報公開条例及び広島市個人情報保護条例に基づく開示決定等について、行政不服審査法に基づく審査請求がなされた場合、審査庁による口頭意見陳述等の審理手続を経て情報公開・個人情報保護審査会に諮問する必要があることから、国と比べて迅速な審理ができない状況にある。(略)

「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）」

地方公共団体における行政不服審査の申立手続において、地方公共団体に情報公開審査会又は個人情報保護審査会が設置されている場合の審理手続の在り方については、附則6条に基づき、同法施行後5年を経過した場合の検討のための運用実態の把握に併せて、地方公共団体における運用実態、支障等を踏まえた上で、簡易迅速な審理との観点から有識者の意見も踏まえた検討を行い、2021年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

<対応方針>

- ・国の場合、行政文書等の開示決定等に係る審査請求については、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する委員から構成される情報公開・個人情報保護審査会において、インカメラ審理及びヴォーン・インデックスの法律上の規定

により、直接に争点となっている行政文書等を見分し、開示可否を判断することとなっている。また、開示決定等に係る審査請求は、審査請求人が開示を求める理由・背景とは直接に関係なく、当該文書等が開示できるか否かを客観的に決定するものであり、審理員による審理を経ないで直ちに審査会に諮問する方が、審理の迅速化につながることから、審理員による審理手続は、適用除外とされている。

- ・地方において、行審法第9条第1項ただし書により、地方公共団体の情報公開審査会が諮問を受けて実質的な審理を行っている場合等で、条例に特別の定めがある場合には、審理員を指名しないことができる。この場合、行審法第43条による行政不服審査会等への諮問義務は適用されないとともに、審理手続の主体を審理員ではなく審査庁に読替えて、口頭意見陳述等の審理手続を実施することとしている（第9条第3項）。
- ・仮に、条例で、行審法9条第1項を適用除外とし、さらに行審法9条3項に基づく審査庁による審理手続を適用しない場合、開示決定等の処分に係る審査請求については、行審法で規定する審理手続（審査会への諮問も含む）の大半が、条例に委ねられることとなる。
- ・報告書の理由のとおり、地方における開示決定等に係る審査請求については、審理員指名をしているかも含め、団体によって異なり、法律上の手続保障の担保と、簡易迅速性の観点から、引き続き、実態をヒアリング、アンケートで把握した上で、検討してはどうか。

（参考）

○行政不服審査法

（審理員）

第九条 第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）は、審査庁に所属する職員（第十七条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者）のうちから第三節に規定する審理手続（この節に規定する手続を含む。）を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

一～三 略

- 3 審査庁が第一項各号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合においては、別表第一の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第十七条、第四十条、第四十二条及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

別表第一（第九条関係）

第十一条第二項	第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）	審査庁
・・・	・・・	・・・
第三十一条第一項	審理員	審査庁
・・・	・・・	・・・

（口頭意見陳述）

第三十一条 審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立てをした者（以下この条及び第四十一条第二項第二号において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2～5 略

第四十三条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合にあっては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあっては、長、管理者又は理事会）である場合にあっては第八十一条第一項又は第二項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。

2.9 口頭意見陳述における代理人の出席制限(行審法31条関連)

- ①論 点：多数の代理人を選任されるケースにおいて、代理人の出席を制限できないため、代理人の出席人数の制限を可能にしてはどうか。
- ②結 論：本会において、対応の要否を含めて検討されたい。
- ③理 由：直ちに対応が必要とまではいえないが、このような要請があることを論点として本会に伝える必要がある。

<対応方針>

- ・行審法 31 条は、充実した審理を行うため、全ての審理関係人（審査請求人、参加人及び処分（不作為）庁）を招集して、口頭意見陳述を実施することとしている。
- ※ 代理人は、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。
- ※ 口頭意見陳述において、申立人及び処分庁等だけでなく、「全ての審理関係人」を招集するのは、第5項の規定による質問の実効性を担保するだけでなく、審理員が、口答意見陳述の場において、職権又は審査請求人若しくは参加人の申立てにより、審理関係人への質問（36条）を適切に行うことを通じて、充実した審理を行うことができるようにするためである。
- ・しかし、実際に多数の代理人がいる場合、円滑な口頭意見陳述の実施に支障が生じ得る場合や、場所の確保等物理的な問題等も考えられる。
- ・また、庁舎管理の必要や、感染症予防等の観点から、代理人の出席人数の制限は当然に可能と考えられ、そのことが審査請求人の権利を直ちに侵害するとは考えられない。
- ・具体的な支障事例について、ヒアリングやアンケートで把握の上、議論してはどうか。

(参考)

○行政不服審査法

(代理人による審査請求)

第十二条 審査請求は、代理人によってすることができる。

2 前項の代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をする

ことができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

(参加人)

- 第十三条 利害関係人（審査請求人以外の者であつて審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。
- 2 審理員は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該審査請求に参加することを求めることができる。
 - 3 審査請求への参加は、代理人によってすることができる。
 - 4 前項の代理人は、各自、第一項又は第二項の規定により当該審査請求に参加する者（以下「参加人」という。）のために、当該審査請求への参加に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

(審理手続の計画的進行)

- 第二十八条 審査請求人、参加人及び処分庁等（以下「審理関係人」という。）並びに審理員は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。

(口頭意見陳述)

- 第三十一条 審査請求人又は参加人の申立てがあつた場合には、審理員は、当該申立てをした者（以下この条及び第四十一条第二項第二号において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。
- 2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。
 - 3 口頭意見陳述において、申立人は、審理員の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
 - 4 口頭意見陳述において、審理員は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
 - 5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審理員の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

2.10 口頭意見陳述における申立人の陳述の制限(行審法31条4項関連)

- ①論 点：申立人が長時間にわたり審査請求と関係性の乏しい内容の陳述を続ける場合であっても、運用上、制限をすることが難しいため、マニュアル等において、陳述を制限できるケースを例示してはどうか。
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：マニュアル等において、陳述を制限できるケース（意見陳述が既に陳述された陳述の繰り返しにすぎない場合や、その発言が意見陳述の趣旨・目的に沿わないと認められる場合等）について、より具体的に例示してはどうか。
- ④個別意見：マニュアル等において、口頭意見陳述の冒頭で申立人に陳述時間を告げることや、机上に時計を置くなどの運用上の工夫により対応している団体があることを紹介してはどうか、という意見もあった。

<対応方針>

- ・報告書の方向性を是として、マニュアル等に記載してはどうか。

※ 法第31条の口答意見陳述は、「審査請求に係る事件に関する意見」を口頭で主張する機会を保障するための手段であるから、陳述が事件に関係のない事項にわたる場合等には、その機会を保障する必要はない。こうした陳述を許容することは、迅速かつ充実した審理を阻害するおそれもある。そこで、迅速かつ充実した審理を実現するため、こうした場合には、審理員が陳述を制限することを認めている。

※ 「事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合」とは、当該審査請求の事件と関係のない事項にわたる場合のほか、意見陳述が既に陳述された陳述の繰り返しにすぎない場合や、その発言が意見陳述の趣旨・目的に沿わないと認められる場合等をいう。

(参考)

○行政不服審査法

(口頭意見陳述)

第三十一条

- 4 口頭意見陳述において、審理員は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

2.11 争点が共通する事案の審理員指名前の併合(行審法39条関連)

- ①論 点：国が処分基準を改定した際などに争点が共通する事案が大量に請求され審査庁の負担となっていることから、このような事案については手続の一括処理のために審理員指名前の併合ができるようにしてはどうか。
- ②結 論：本会において、対応の可否を含めて検討されたい。
- ③理 由：審理員が公正・中立な立場から併合・分離についても判断するという制度の在り方そのものに関わる事項であり、5年後見直しの範囲を超えるように思われるが、国と地方との関係に関わる論点でもあることから、本会において対応の可否を含めて慎重に検討されたい。

<対応方針>

- ・行審法上、事案ごとに、当該処分に関する手続に関与していない等一定の要件を満たす者を「審理員」として指名し、当該審理員が、公正な立場から、審理手続を行う仕組みとなっている。
- ・また、上記の場合でも、争点を共通とする大量の審査請求など、審理手続を個別に行うよりも当該争点についての審理を一括して行うことが効率的である場合には、行審法第39条により、審理手続を併合することも可能である。
- ・ヒアリング、アンケートで運用実態を把握した上で、「2. 5大量請求事案等について却下できる規定の導入等」と併せて議論してはどうか。

(参考)

○行政不服審査法

(審理員)

第九条

2 審査庁が前項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

- 一 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
- 二 審査請求人
- 三 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
- 四 審査請求人の代理人
- 五 前二号に掲げる者であった者

- 六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- 七 第十三条第一項に規定する利害関係人

(審理手続の併合又は分離)

第三十九条 審理員は、必要があると認める場合には、数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離することができる。

2.12 弁明書等が提出されない場合の請求の認容(行審法41条2項関連)

- ①論 点：処分庁から弁明書等が提出されない場合、行審法41条2項に請求を認容できる旨を明記すべきではないか。(土業団体からの提案あり。)(処分庁の主張・立証がなされないことを理由に本当に請求を認容してよいのか判断が難しい、という意見も寄せられている。)
- ②結 論：本会において、対応の要否を含めて検討されたい。
- ③理 由：行審法41条2項の趣旨を含めて検討する必要があることから、本会において対応の要否を含めて慎重に検討されたい。

<対応方針>

- ・不服申立制度は、簡易迅速で公正な手続により、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであり、審理手続については職権主義をとることとしており、職権によって証拠調べをすることが当然に認められると解される。
- ・処分庁から弁明書の提出がないことをもって、請求を認容できる規定を設けることは、上記の法の趣旨にそぐわないと考える。
- ・なお、処分庁が弁明書等を提出しない場合、当該処分を行ったことに対する理由及び根拠の提示等がないことから、結果として、裁決が認容となることは想定されるところである。

(参考)

○行政不服審査法

(審理手続の終結)

第四十一条 審理員は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結するものとする。

2 前項に定めるもののほか、審理員は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理手続を終結することができる。

- 一 次のイからホまでに掲げる規定の相当の期間内に、当該イからホまでに定める物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかったとき。

- イ 第二十九条第二項 弁明書
- ロ 第三十条第一項後段 反論書
- ハ 第三十条第二項後段 意見書
- ニ 第三十二条第三項 証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件
- ホ 第三十三条前段 書類その他の物件
- 二 申立人が、正当な理由なく、口頭意見陳述に出頭しないとき。

2.13 地方議会や審議会等への諮問の是非(行審法43条1項1号関連)

- ①論 点:行審法43条1項1号に該当する場合であっても、金額が僅少な事案や法律専門家に諮問したほうが妥当である事案については、地方議会や審議会等ではなく行政不服審査会に諮問することを許容する仕組みを導入してはどうか。
- ②結 論:本会において、対応の要否を含めて検討されたい。
- ③理 由:地方自治制度に関わる事項であり、また、他の法令の制度に関わる事項であることから、5年後見直しの範囲を超えるが、このような要請があることを論点として本会に伝える必要がある。

<対応方針>

- ・行審法は、審理員が行った審理手続の適正性や、審査庁の判断の妥当性を第三者の立場からチェックし、裁決の客観性・公正性を高めるため、既存の第三者機関が事前・事後のいずれかの段階で関与している等の場合を除き、審査庁に、行政不服審査会等への諮問を義務付けている。
- ・一方、既存の第三者機関が事前・事後のいずれかの段階で関与している場合に、更に行政不服審査会等へ諮問することは、行審法の目的の一つである簡易迅速が確保されないと考えられるため、特段の対応は要しないと考えられる。

(参考)

○行政不服審査法

第四十三条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合にあっては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長(地方公共団体の組合にあっては、長、管理者又は理事会)である場合にあっては第八十一条第一項又は第二項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。

- 一 審査請求に係る処分をしようとするときに他の法律又は政令(条例に基づく処分については、条例)に第九条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるもの(以下「審議会等」という。)の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て当該処分がされた場合

2.14 審理員意見書の送付時期(行審法43条3項関連)

- ①論 点：審理員意見書提出後、行政不服審査会等への諮問までに長期間を要するケースがあり、その間、審査請求人等に審理員意見書が送付されないことから、審理員意見書の送付は提出後「速やかに」なされるよう法律改正すべきではないか。(士業団体からの提案あり。)
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：諮問を迅速に行うことで対応可能であり、実態及び長期化要因を把握した上で、速やかに諮問を行う運用となるよう、マニュアル等に対応策を記載してはどうか。

<対応方針>

- ・仮に、行審法43条第3項に審理員意見書を「速やかに」送付するという規定を導入しても、それだけでは必ずしも実効性がないと考えられるため、規定の導入ではなく、幹部職員による審理手続の進行管理といった具体的な仕組み(論点5.10参照)を構築する必要があると考えられる。
- ・一方、諮問に時間を要する場合も見受けられるため、長期間となる要因をヒアリング、アンケートで把握した上で、「5.10 審理員・審査会・審査庁・処分庁の質の確保及び能力の向上(体制整備関連)」の論点と併せて議論することとしたい。

(参考)

○令和元年度行審法施行状況調査

審理員意見書の提出を受けてから諮問を行うまでに1月以上を要しているもの

国：37件(18%)

地方：418件(30.7%)

(注) 処理期間が1年以上の案件のうち、それぞれ審理員審理を行った、205件(国)、1,363件(地方)についてのものであり、複数回答のため重複あり。

○行政不服審査法

第四十三条

- 3 第一項の規定により諮問をした審査庁は、審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人）に対し、当該諮問をした旨を通知するとともに、審理員意見書の写しを送付しなければならない。

2.15 裁決の時期(行審法44条関連)

- ①論 点：審理員意見書の提出又は答申の後、審査庁が裁決をするまでの間に長期間を要する事例があることから、現行の「遅滞なく」を「速やかに」に法律改正すべきではないか。(土業団体からの提案あり。)
- ②結 論：運用改善について検討する必要がある。
- ③方向性：実態及び長期化要因を把握した上で、遅滞なく裁決を行う運用となるよう、マニュアル等に対応策を記載してはどうか。

<対応方針>

- ・仮に、行審法44条を、裁決を「速やかに」行うという規定に改正したとしても、それだけでは必ずしも実効性がないと考えられるため、幹部職員による審理手続の進行管理といった具体的な仕組み(論点5.10参照)を構築する必要があると考えられる。
- ・一方、裁決に時間を要する場合も見受けられるため、長期間となる要因をヒアリング、アンケートで把握した上で、「5.10 審理員・審査会・審査庁・処分庁の質の確保及び能力の向上(体制整備関連)」の論点と併せて議論することとしたい。

※ 裁決の判断は、単純な事件から複雑な事件まで様々であり、行政としての最終判断であることを考慮し、「直ちに」及び「速やかに」のいずれでもなく、「遅滞なく」と規定している。

(参考)

○令和元年度行審法施行状況調査

行政不服審査会等からの答申を受けてから裁決までに1月以上を要しているもの。

国：95件(46.3%)

地方：676件(49.6%)

(注) 処理期間が1年以上の案件のうち、それぞれ審理員審理を行った、205件(国)、1,363件(地方)についてのものであり、複数回答のため重複あり。

○行政不服審査法

(裁決の時期)

第四十四条 審査庁は、行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき(前条第一項

の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）は、遅滞なく、裁決をしなければならない。